建築工事特記仕様書【機械設備工事編】 沖縄県土木建築部

令和7年10月 改定版

1 工事概要

- (1) 工事名: 沖縄コンベンションセンター舞台機構設備更新工事(R7)
- (2) 工事場所 沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1
- (3) 建物概要

(0) ~ 131%			
建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分
沖縄コンベンションセンター		(m2)	消防法施行令別表第一
劇場棟	SRC造 地上7階、地下1階		
計			

(注:延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目(O印を付けた	とものを適用する)			
工事科目		建物別及び園	屋外	
	劇場棟			屋外
舞台吊り物機構設備更新工事	〇更新一式			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、 令和 7年 10月 時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び 労務単価・資材単価に基づいて作成している。

3 機械設備工事仕様

- (1)標準仕様書等
- ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公 共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。)、「公共建 築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「改修標準仕様書」という。)及び 「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準図」という。)による。
- イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7 年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)による。
- (2) 特記仕様
- 項目の番号に〇印が付いた特記事項を適用する。
- イ 特記事項のうち選択する事項は「·」又は「※」にO印が付いたものを適用する。ただし、O印の ない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に〇印がある場合は、ともに適用する。
- ウ 項目に記載の(...)内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

- (1) 公共事業労務費調査に対する協力
- ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入 し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とす
- イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に 協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
- ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基 準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している 現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事 の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければ ならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不 当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなけ ればならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処する ものとする。

- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告 するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告す るとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
- ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合 は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の 打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発 注者で共有すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html

(4) 工事監理業務への協力等

- ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに 同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結する こととしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
- イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管 理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指 示・承諾・協議の権限は有しない。
- ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出
- すること。
- エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意 契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契 約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元 契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正で ある場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を 「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するよ うに努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監 督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部 技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指 示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

- (9) ダンプトラック等による過積載等の防止について
- 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
- 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当 に害することのないようにすること。
- エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることの ないようにすること。
- オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」とい う。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使 用を促進すること。
- カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠け るもの又は業務に関レダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除する
- キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出 入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反 する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

- (11) 設計図書における資材等の取扱いについて
- ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定する ものではない。
- イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で積算 しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監 督職員の承諾を得るものとする。
- ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性 を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示 するものである。
- (12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から26条に記載しているところであるが、その具体的な考 え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県 土木建築部)によるものとする。

- (13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について
- ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内 訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇 用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示する

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に 沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見 積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適 切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占め る法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説 明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】

https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】

https://www.mlit.go.ip/common/001203247.pdf

【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】

ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書 https://www.mlit.go.jp/totikensangvo/const/totikensangvo const tk2 000082.html

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第 20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれ があると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負 契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と 併せて通知すること。

通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。 https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html

工事名称	沖縄コンベンショ	コンセンター舞台	機構設備更新工	事(R7)	工事年度	令和 年度
工事場所		1野湾市真		図面名称	特記仕様書(機械設備)-1	
発注機関	沖縄県文化	観光スポーツ	ノ部MICE推:	進課	縮尺	
概要				図面番号	M- 01	
	管理建築士	設計	製図		名称	
				設	10 17	
検印				計	資格者氏名	
				者	登録番号	
					所在地	

		〇 9 工事の記録	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。	1	(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス
		(1.2.4)			対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終 改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス
	4+27±vI	10 設計図CAE デ ータの貸与	れたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用して		対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW)
項目	特記事項		はならない。		ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル
		〇 11 施工管理体	(1) 工事請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合9,000万円以上)の工		ウ ブルドーザ
		制(1.3.1)	事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。な		工発動発電機
			お、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間		オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)
			・ 請負契約の締結の日の翌日から 令和 年 月 日までの期間につい		キローラ類
			ては、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、		ク ホイールクレーン
			演機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任	○ 18 発生材の処	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周
60 4 72 ±			技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお現場施工に 着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定	理等(1.3.9)	辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など)
一般共通事項 〇 1 工事実績情	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事について		着于9 る日に Jいては、請負契利の輸稿後、監督員との引音をにおいて定める。		(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 発生材の種類及び処理方法
報の登録	は、登録を要しない。		イ 検査終了後の期間		引渡しを要するもの ・無 · 有(図示)
(1.1.4) O 2 適用図書等	 		工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間について		特別管理産業廃棄物 ・無 ・有(図示) ※現場調査を行う 再利用を図るもの ・無 ・有(図示)
(1.1.6)	※公共建築工事標準工作書(予和7年版)(国工文通省大臣官房官门 宮橋市監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部		は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。		(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業
	監修)		(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について		廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるの
	※公共建築設備工事標準図(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)		ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又 は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成		で、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について
	※営繕工事写真撮影要領(令和5年版)		立していなければならない。		受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交
	※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)		イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理 技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出		換システム」(以下「COBRIS」という。)により作成した、「再生資源利用計画書」 及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。
	※建築材料・設備機材等品質性能評価事業 (建築材料等・設備機材等)評価名簿		1なければならない。		また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認
	(令和6年版)(一般社団法人公共建築協会)	│ ○ 12 主任技術者	 (1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等に		し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用 実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
		O 12 主任技術を 等の資格	よる。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の		(4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとす
	(1) 関連工事との取り合いは、別表ー1による。ただし、図示されたものを除く。		資格は、以下による。		る。
連工事 (1.1.7)	(2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を 速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。		※ 資格の区分1 次のイ又は口に掲げるもの		ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事 現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。
			イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」とい		①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化
○ 4 工事の一時	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管		う。)のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を機		施設へ搬出 ②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、
(1.1.9)	理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受ける		械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者		そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出
	ものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務		・ 資格の区分2 次のイ又は口に掲げるもの		(5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる 施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が
	者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場		イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者		最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除
	の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的 事項を明らかにする。		ロ 資格の区分1の口に掲げる者 ・ 資格の区分3		き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について
	(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全するこ		次のイ又は口に掲げるもの		ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、「廃棄
	٤.		イ 建設業法第7条第2号イ又は口に定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技		物」という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正
5 工事の余裕			ロ 昭和47年建設自合示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者		るものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるもの
期間	【以下から選択:発注者指定方式/任意着手方式/フレックス方式】		(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。		とする。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産
	(1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。	│ ○ 13 主任技術者	 ※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者		業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適
	(2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余	又は監理技術	又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。		正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに
	裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様	者の兼務	本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者 又は監理技術者の配置を認めない。		とか必要である。なお、工事に除して特別な混入物が無ければ、下記HPに 掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。
	式ー1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。				http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)に
	(3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。	○ 14 電気保安技 術者 (1.3.2)	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。		はめ、受注有は、廃棄物の処理に係る性未廃棄物官性系(マーノエスト)に ついて、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。
					イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁
6 遠隔臨場の 実施 (1.1.14)	・ 本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をすることとする。	15 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。		水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基 づき、適正に処理すること。
	Brase murae / V-CC / Vo		,		ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物
7 ###-	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。	16 交通安全管	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日沖縄県公安		の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適 正に処理すること。
7 概成工期 (1.2.1)	凶亦されに配囲は、 ▽仲 平 月 口 まじに元∫すること。	埋 (1.3.6)	は、一級人は二級検定合格警備員を配直すること。(令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号)		に、処理すること。 (7) 撤去前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等
	(1) 妆工网络办艺体练1-884-7 以=+7464-1-887 / 中国体1上 & *** *** **** **********************		2 /小、「抗阪立利」 抗抗乳油油洗料油 不长点 18 4 7 4 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7		がある場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用さ
〇 8 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の者作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。	○ 17 施工中の境 境保全等	【(1)「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設 省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による		れている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。
	(2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平	(1.3.8)	建設機械を使用する。		
	面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、 監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただ				工事名称 沖縄コンベンションセンター舞台機構設備更新工事(R7) 工事年度 令和 年度
	し、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。				工事場所 沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1 図面名称 特記仕様書(機械設備)-2
	(3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に 提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約				発注機関 沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課 縮尺 図面番号 M-02
	提出する。ただし、監督員の指示がはい場合は、原則として他工計画書は契約 後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。				「「「」」
					検印
<u> </u>		· ·		•	

	19 工 事 の休候 等			(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員 に提出しなければならない。	2 配管材料 (2.1.2)	管材は別表-2による。ただし、図示されたものを除く。
=	守	・ 火災保険		ア ゆいくる材利用状況報告書	(2.1.2)	
		※ 組立保険		イ ゆいくる材出荷量証明書	3 埋設配管	 ・ 地中埋設標の設置は図示によるほか屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。
		※ 請負業者賠償責任保険		(5) 建築物等の利用に関する説明書について	(2.7.1)	・アスファルト舗装以外の地中埋設標は、(・コンクリート製・鉄製)とする。
		· 建設工事保険		●「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省	(=,	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O
		労働災害総合保険		ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定す	4 保温工事	図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温
				(6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを	(3.1.1)	の種別、施工箇所等は図示による。
		(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内		作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員		
		に加入を証明するための書類を発注者に提出する。		との協議により決定する。	5 塗装	露出部分は全て塗装を施すこと。
		(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。			(3.2.1)	
		ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては	26 情報共有シ		0 - /=== +	+-+->
		契約後原則40日以内)に発注者に提出する。	ステムの使用		〇 6 仮設工事	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。
		イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲 示する。		ネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、 監督員と協議すること。	(4.1.1)	監督員事務所を本工事で
		カッタ。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。				(※設置しない・設置する(・構内・構外・既存建物内一部使用))。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。
		エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しな		【パソコンOS】 : Microsoft Windows 11		□ 計画 日本
		ければならない。		【推奨ブラウザ】 : Microsoft Edge		KETUMAN VEX XI KETUMAN VEX XI
				情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介し		
0 2	20 ゆいくる材	(1) ゆいくる材の利用		て協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いて		足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場
1	こついて	ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とする		それらのデータを共有・交換するものである。		の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用
		ゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいく		(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で		足場方式により行うこと。
		る材は率先して使用することとする。		定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。		
		イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を		(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払	7 土工事	建設発生土の処分は次による。
		使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準		いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り	(4.2.1)	※ 構内敷きならし・構内たい積
		じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使		込みの写し等)を提出)。		・場外搬出適切処理
		プログラン がいる かい 仕事がない 寺により使用することが できない 場合は、 新州を使用する。	27 標識その他	 主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹		搬出先名称() 搬出先所在地()
		(2) ゆいくる材の品質管理	(1.7.4)	工機械主に機器等の収扱い方法、点模項目及び未続凶等を記載したアプリル樹脂製等の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。		加山元州任地() 連搬距離(km)
		ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに	(1.7.4)	間及守の末門版と取りる。此報門音、取画物別寺は血自真の亦聞と又げること。		搬出先基準(条件)(
		「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。	〇 28 機材	■ 監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機		派山ル至千(木川)(
		イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、	0 20 120 13		〇 8 その他	(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。
		着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管				(2) 以下の負担金は請負者の負担とする。
		理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。	〇 29 施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書		・ 水道引込に係る負担金(円)
		ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬	:	等、標準図による。		・ガス引込に係る負担金(円)
		入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実				
		施しなければならない。	〇 30 耐震施工	(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定さ		(3) 図示されたものを除き、以下による。
		エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。		れた設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。		*
		釈和未ぞ報音しなければならない。		※「建築設備耐震設計·施工指針 2014年版」	│ │ │ 空気調和設備工事	
\cap	21 機材の品質	「│※ 丁事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のもの	1		1 空気調和機	室外機は 図示された場合を除き以下による
	21 機材の品質 等			・ (2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンション	1 空気調和機	室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。)
4		とする。(製品番号等は参考であり限定しない。)		・ (2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンション ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。		室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。
4	等			ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。た		※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。)
4	等	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。		ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。		※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。)
4	等 (1.4.2)	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公 共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。		ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。	2 制気口	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板・アルミニウム板)とする。
2	等 (1.4.2) 22 技能士	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。	31 磁気探査	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 * 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄	2 制気口 3 ダクト	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフラ
2	等 (1.4.2)	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業)		ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。	2 制気口 3 ダクト	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板・アルミニウム板)とする。
2	等 (1.4.2) 22 技能士	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業)	31 磁気探査	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 * 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。	2 制気口 3 ダクト (1.14.3)	 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。
2	等 (1.4.2) 22 技能士	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業)	31 磁気探査	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 * 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到	2 制気口 3 ダクト (1.14.3)	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。
2	等 (1.4.2) 22 技能士	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業)	31 磁気探査	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 * 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 「墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制	2 制気口 3 ダクト (1.14.3)	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側
2	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2)	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業)	31 磁気探査	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 * 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 「墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、「墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2	2 制気口 3 ダクト (1.14.3)	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側
2	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2)	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業)	31 磁気探査 〇 32 墜落制止用 器具	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 * 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 「墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制	2 制気口3 ダクト (1.14.3)4 ダクト付属品	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側
2	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。	31 磁気探査 32 墜落制止用 器具 33 「労務費見	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。	 2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。
2	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。	31 磁気探査 32 墜落制止用 器具 33 「労務費見 積り尊重宣言」	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及	 2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出側・ 送風機吸い込み側・ 外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。
2	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。	31 磁気探査 32 墜落制止用 器具 33 「労務費見 積り尊重にルエー	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 *本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し	 2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出側・ 送風機吸い込み側・ 外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。
2	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 測定対象室 測定箇所数 測定時期 備考	31 磁気探査 32 墜落制止用 器具 33 「労務費見 積り尊重にルエー	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及	 2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 	 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 対気 室内() 温度(°C) 湿度(%) 湿度(%) 夏季
2	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。	31 磁気探査 32 墜落制止用 器具 33 「労務費見 積り尊モデルエ事	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 *本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。	 2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出側・ 送風機吸い込み側・ 外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。
A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10)	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。	31 磁気探査 32 墜落制止用器具 33「労務費見積少単モデルエ事 () 34 建設キャリ	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 *本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対	2 制気口3 ダクト (1.14.3)4 ダクト付属品5 設計温湿度 条件	 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 タ気 室内() 湿度(°C) 湿度(%) 夏季 冬季
CA CA CA	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10)	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 測定対象室 測定箇所数 測定時期 備考	31 磁気探査 32 墜落制止用 器具 33 「労務費見 積り等モデルエ事 () 34 建設キャリアアップシステ	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 *本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前	2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 条件	 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 対気 室内() 温度(°C) 湿度(%) 湿度(%) 夏季
CA CA CA	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10)	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。	31 磁気探査 32 墜落制止用 器具 33 「労務費見 積り等モデルエ事 () 34 建設キャリアアップシステ	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 * 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものと	2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 条件	 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 タ気 室内() 湿度(°C) 湿度(%) 夏季 冬季
VI VA	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10) 24 技術検査 (1.6.2)	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(程保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。	31 磁気探査 32 墜落制止用 器具 33 「労務費見 積り尊モデルエエ の 34 建設キャリアアアブシステム(CCUS)活用 について	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 *本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前	2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 条件	 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 タ気 室内() 湿度(°C) 湿度(%) 夏季 冬季
	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10) 24 技術検査 (1.6.2)	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。	31 磁気探査 32 墜落制止用 器具 33 「労務費見 積り尊モデルエエ の 34 建設キャリアアアブシステム(CCUS)活用 について	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。	2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 条件	 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 タ気 室内() 湿度(°C) 湿度(%) 夏季 冬季
	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10) 24 技術検査 (1.6.2) 25 完成時の提	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 測定対象室 測定箇所数 測定時期 備考 (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。 中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 () (1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。	31 磁気探査 32 墜落制止用 器具 33 「労務實見見 で変をできます。	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要	2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 条件	 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 タ気 室内() 湿度(°C) 湿度(%) 夏季 冬季
	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10) 24 技術検査 (1.6.2) 25 完成時の提 出図書	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 別定対象室 別定箇所数 別定時期 備考 (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。 中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 () (1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品	31 磁気探査 32 墜落制止用 器具 33 「労務實見見 で変をできます。	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要	2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 条件	 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 タ気 室内() 湿度(°C) 湿度(%) 夏季 冬季
	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10) 24 技術検査 (1.6.2) 25 完成時の提 出図書	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 別定対象室 別定箇所数 別定時期 備考 (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。 中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 ((1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、	31 磁気探査 32 墜落制止用 器具 33 「労務宣見」 で変数を表現である。 34 建設・キャリアアップ 34 建設・システーム(CCUS)活用について 35 その他	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 *本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業	2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 条件	 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 タ気 室内() 湿度(°C) 湿度(%) 夏季 冬季
	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10) 24 技術検査 (1.6.2) 25 完成時の提 出図書	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。	31 磁気探査 32 墜落制止用 器具 33 「労務費見見」 環境進モデルエー の 34 建設キャリテム(CCUS)活用について 35 その他 共通工事	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 *本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業※	2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 条件 6 その他	 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 一類度(%) 湿度(%) 夏季 冬季 ※ ※
	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10) 24 技術検査 (1.6.2) 25 完成時の提 出図書	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 測定対象室 測定箇所数 測定時期 備考 (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。 中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 (() (1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協	31 磁気探査 32 墜落制止用 器具 33 「夢重デルー 35 ででは、	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業 総合調整は以下の項目を行うこと。	2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 条件 6 その他	 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 原文 変季 冬季 ※ ※ 工事名称 *##コンペンションセンター舞台機構設備更新工事(R7) 工事年度 令和 年度
	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10) 24 技術検査 (1.6.2) 25 完成時の提 出図書	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 測定対象室 測定箇所数 測定時期 備考 (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。 中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 (1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。	31 磁気探査 32 墜落制止用 33 「夢落 制止用 33 「夢 不	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 *本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業 総合調整は以下の項目を行うこと。	 2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 その他 	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出側 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。
	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10) 24 技術検査 (1.6.2) 25 完成時の提 出図書	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。	31 磁気探査 32 墜落制止用 器具 33 「夢重デルー 35 ででは、	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 *本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前まで「CCCUS活用については、要施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業 ※	 2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 その他 	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出側 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。
	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10) 24 技術検査 (1.6.2) 25 完成時の提 出図書	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 為凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 測定対象室 別定箇所数 別定時期 備考 (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。 中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 ((1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。	31 磁気探査 32 墜落制止用 33 「夢落 制止用 33 「夢 不	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 *本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用については、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業際)及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業際)を高調整は以下の項目を行うこと。 ・風量調整・水量調整・室内外空気の温湿度の調整	 2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 その他 	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出側 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気 室内() 温度(%) 湿度(%) 湿度(%) 夏季 冬季 ※ ※ 工事名称 沖縄コンベンションセンター舞台機構設備更新工事(R7) 工事年度 令和 年度 工事場所 沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1 図面名称 特記仕様書(機械設備)-3 発注機関 沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課 縮尺
	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10) 24 技術検査 (1.6.2) 25 完成時の提 出図書	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。	31 磁気探査 32 墜落制止用 33 「夢落 制止用 33 「夢 不	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 *本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業際)及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業際)の調整・変内外空気の温湿度の調整・室内外空気の温湿度の調整・室内気流及びじんあいの調整	 2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 その他 	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出側 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。
	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10) 24 技術検査 (1.6.2) 25 完成時の提 出図書	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 漁来、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。	31 磁気探査 32 墜落制止用 33 「夢落動止用 33 「夢事でがある。	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 *本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業際)及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業際)を言いなびじんあいの調整・室内外空気の温湿度の調整・室内気流及びじんあいの調整・室内気流及びじんあいの調整・室内気流及びじんあいの調整・室内気流及びじんあいの調整・室内気流及びじんあいの調整・室内気流及びじんあいの調整・室内気流及びじんあいの調整・	 2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 その他 	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吸い込み側・ 外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 外気 室内() 湿度(%) 湿度(%) 湿度(%) 夏季 冬季 ※ 工事名称 沖縄コンペンションセンター舞台機構設備更新工事(87) 工事年度 令和 年度 工事場所 沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1 図面名称 特記仕様書(機械設備)-3 発注機関 沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課 縮尺 概要 図面番号 M-03
	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10) 24 技術検査 (1.6.2) 25 完成時の提 出図書	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。	31 磁気探査 32 墜落制止用 33 「夢落動止用 33 「夢事でがある。	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 *本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業※ 総合調整は以下の項目を行うこと。 ・風量調整・ 室内外空気の温湿度の調整・室内外空気の温湿度の調整・室内外空気の温湿度の調整・室内気流及びじんあいの調整・室内気流及びじんあいの調整・室内気流及びじんあいの調整・軽音、振動の調整・飲料水の水質の測定	2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 その他	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出側 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。
	等 (1.4.2) 22 技能士 (1.5.2) 23 化学物質の 農度測定 (1.5.10) 24 技術検査 (1.6.2) 25 完成時の提 出図書	とする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・配管施工(建築配管作業) ・熟絶縁施工(保温保冷工事作業) ・冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・建築板金施工(ダウト板金作業) (1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 測定対象室 測定箇所数 測定時期 備考 (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。 中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 (() (1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。工事完成図書は「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。工事完成図書は「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにで確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。工事完成図書は「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術士の学に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」」による提出対は、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」」による提出対は、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」」による提出対は、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマが表記する。なお、「紙」」による提供ない、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」」による提供ない、これによるによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	31 磁気探査 32 墜落制止用 33 「夢落動止用 33 「夢事でがある。	ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 *本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業際)及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業際)を言いなびじんあいの調整・室内外空気の温湿度の調整・室内気流及びじんあいの調整・室内気流及びじんあいの調整・室内気流及びじんあいの調整・室内気流及びじんあいの調整・室内気流及びじんあいの調整・室内気流及びじんあいの調整・室内気流及びじんあいの調整・	2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度 その他	※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は(・鋼板 ・アルミニウム板)とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吸い込み側・ 外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 外気 室内() 湿度(%) 湿度(%) 湿度(%) 夏季 冬季 ※ 工事名称 沖縄コンペンションセンター舞台機構設備更新工事(87) 工事年度 令和 年度 工事場所 沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1 図面名称 特記仕様書(機械設備)-3 発注機関 沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課 縮尺 概要 図面番号 M-03

	工事内容	本工事	別途	工事
		機械	電気	建築
	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	•		×
機器の基礎	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	•		Ж
(協称の基準	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	*		
	架台、アンカーボルト	*		•
	スリーブ	*		
貫通スリーブ	補強鉄筋	-		×
(はり、床、壁)	スリーブの穴埋め	*		
	箱入れ	*		
箱入れ	補強鉄筋	•		*
(はり、床、壁)	型枠の穴埋め	*		
	墨出し	*		
天井、壁の切り込み	下地組み、ボード類切り込み	•		×
	(吹出口、吸込口、消火栓等)			
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	-		Ж
インサート	インサート	*		
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む			×
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	*	•	
	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	*	•	
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配		*	
	管、配線			
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操		*	
	作スイッチ間の配管			
電気配管配線	上記の配線	*		
. 87.445 11 45.1%	パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋外機と	•	×	
	の間の配管		,,,	
	上記の配線	*		
	電極棒及びフロートスイッチの本体	*		
	上記の配管、配線	•	*	
	電気配管		•	
自動制御	電気配線			
	電源供給		*	
	コンクリート躯体		7	
	基礎コンクリート	*		
	基礎杭			
	根切り、埋戻し	*		
	残土処理	*		
Sec. 11 146	防護柵			
浄化槽	土止め工事			
	保護砂			
	湧水処理			
	送風機室(換気用送風機を含む)			
	操作盤までの1次側電気工事		×	
	操作盤以降の2次側電気工事	*	•	
	ルーフドレイン及び立て樋			*
樋	立て樋接続用埋設横引管			- *
	台所流し台、手洗い流し台(SUS人研ぎ共)			×
流し類	上記の配管接続	*		
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	*		-
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	*		
	衛生器具回り	*		
身障者用手すり		•		*
	しい心丁リン			_ ^

. . .

______ ※配線は接続を含むものとする。

用途	施工箇所	管材
	屋内一般配管	
☆:□ -レ 竺	機械室・便所配管	
冷温水管	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
冷却水管	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
蒸気管	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
高温水管	機械室•便所配管	
同皿小官	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
油管	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
ブライン管	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
冷媒管	機械室・便所配管	
/小林 日	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
4A -1. 64-	機械室•便所配管	
給水管	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
給湯管	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
消火管	機械室・便所配管	
,11,7,E	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
1-1- AV	機械室・便所配管	
排水管	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
通気管	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	0 :	
	屋内一般配管	
ガス管	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
特記事項		
		厚さは、液管10mm以上、ガス管20n

 工事名称
 沖縄コンベンションセンター舞台機構設備更新工事(R7)
 工事年度
 令和 年度

 工事場所
 沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1
 図面名称
 特記仕様書(機械設備)-4

 発注機関
 神縄県文化観光スポーツ部MICE推進課
 縮尺

 概要
 図面番号
 M-04

 検印
 検印
 名称

 資格者氏名

 者
 資格者氏名

 養婦番号

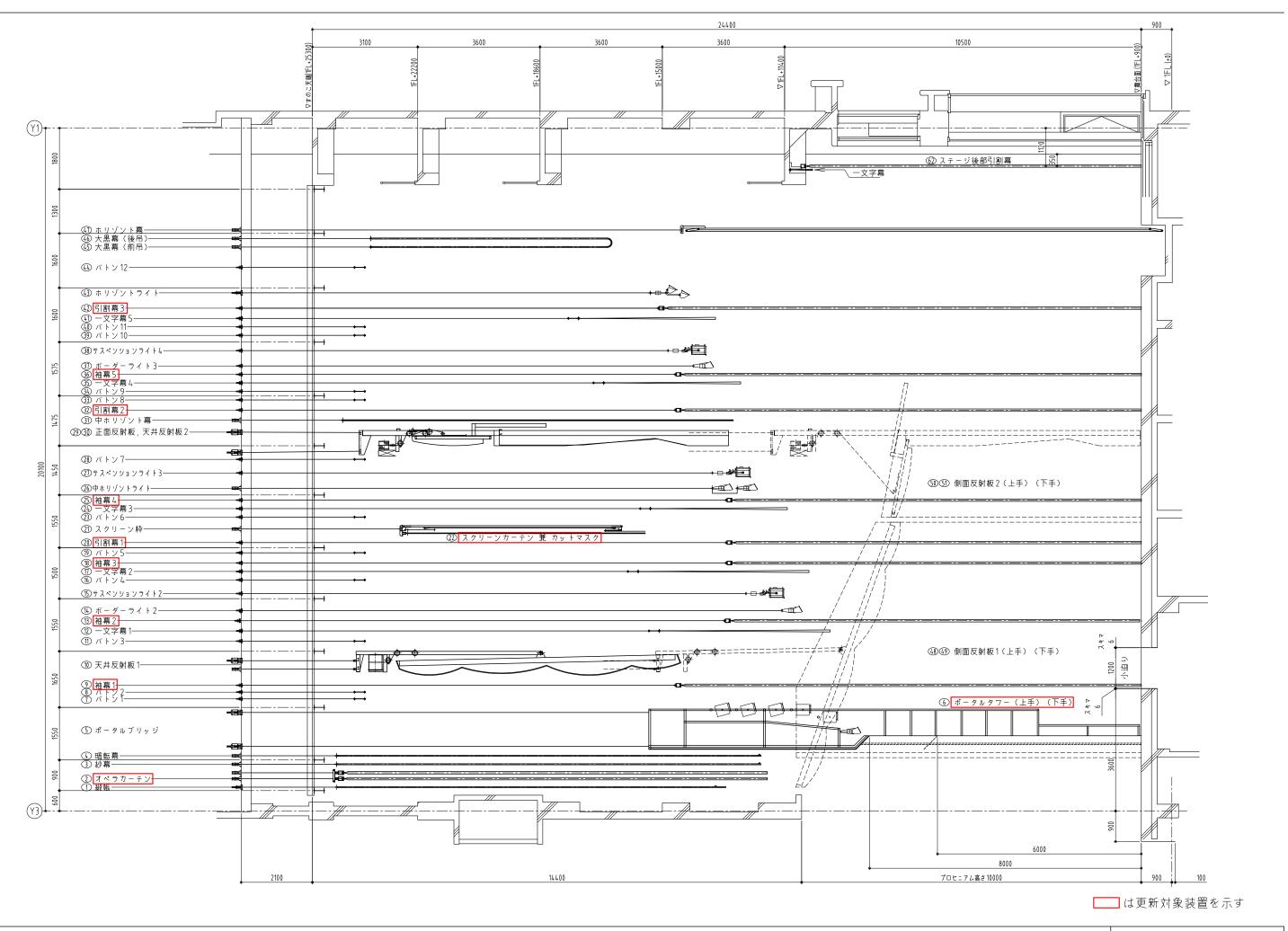
 所在地

工事概要	工事名称	沖縄コンベンションセンター
	工事場所	沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1
	工事内容	舞台機構設備改修工事
一般事項	適用範囲	本特記仕様書は、上記の工事概要における工事内容適用する。
	適用規準類	本特記仕様を適用するにあたって、建築基準法、労働安全 衛生法等の法令、規則による他、必要に応じて、以下に定 める指針、規準、規格等を適用する。 懸垂物安全指針。同解説(日本建築センター) 建築設備耐震設計・施工指針(日本建築センター) JATET-M-6030-4 吊物機構安全指針・同解説 (劇場演出空間技術協会) 日本産業規格(JIS)
	機材	機材等の指定がある場合は、該当する機材を使用又は同等 以上のものを使用すること。
	現場管理	本改修工事は労働安全衛生法等の関係法令の規定により施工し、工事工程は監督職員と打合わせの上、工程表を作成し、監督職員の承諾を受け、契約期間内に完全に施工すること。
	養生その他	工事を施工するに当たり既設建物及び既設設備が損傷・汚損の恐れがある場合は養生し、十分注意し施工すること。 万一損傷・汚損した場合は、速やかに適切な処置をとると共に、監督職員に報告し、指示がある場合はこれに従うこと。なお、これに要する費用は請負者の負担とまないます。 面については、工事部外者が立ち入ることの出来ないように安全柵、表示を行うこと。
	既設設備の確認	工事施工者は工事着手に当り、事前に現場調査を行うこと。設計図書とのくい違い及び工事範囲内に記載されていない内容については、着手前にその内容について監督職員と協議を行うこと。 名設計図に記載する既設寸法等については参考寸法であるため施工前に現場実測を行い、監督職員と協議の上寸法等を決定すること。
	仮設物	材料置場、撤去材置場は、監督職員の承諾を受け、工事完 了後は撤去、跡かたづけ及び清掃等を速やかに行うこと。
	発生材の処理	工事中に発生した撤去材、残材等は関係法令に準拠し、適 正に処理すること。
	契約不適合	工事目的物引渡し後、1年以内に契約不適合がある場合 は、請負者の負担にて速やかに補修するものとする。
	施工図面	施工時に提出のこと。
	溶接作業等	現場において火花を発生する作業がある場合は、監督職員 に報告すること。作業は周辺の養生を行い、安全を確認し た上で行うこと。

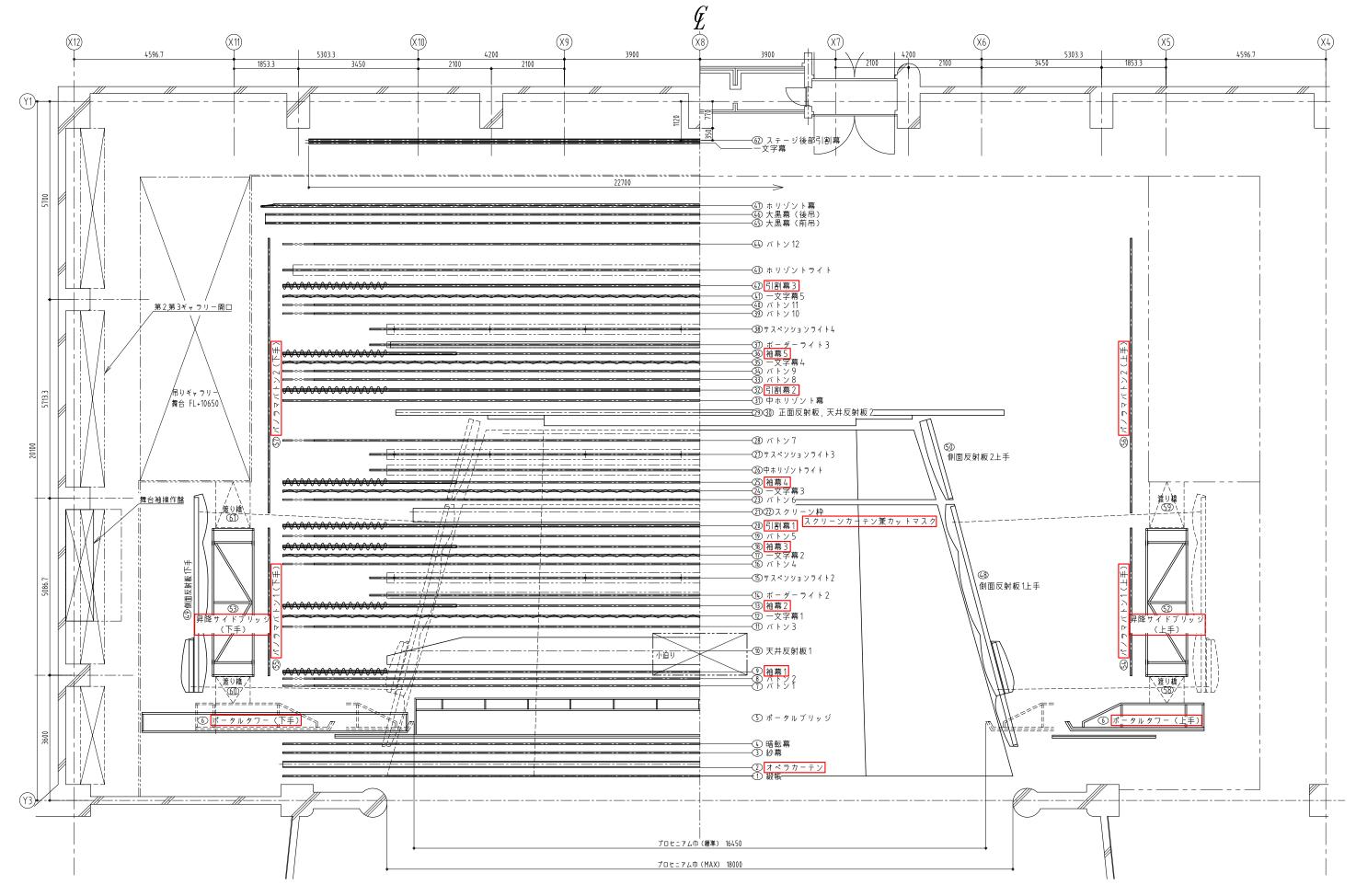
機器性能	電動機 (モータ)	機構の用途、荷重、昇降(移動)速度、起動停止制御、速 度制御、周囲環境等に適した形式、容量のものを選定する。
	減速機	荷重、減速比、使用時の回転数(変速式にあっては回転 数範囲)、効率、逆転効率等の適したものを選定する。
	ブレーキ	機構の荷重、速度、制動時の滑り等に適したものであり、電動機の起動、停止と連携して動作すること。ブレーキの保持はスプリングによるなど、動力を必要としない方式とし、制止トルクは停止状態を保持するために必要なトルクの1.5倍以上とする。
	巻取ドラム	巻溝は使用するワイヤローブに適した形状とし、巻取ドラムの直径は使用するワイヤローブの公称径またはローブ径の30倍以上とする。巻取ドラムの巻溝と巻取るワイヤローブとのなす角度は4度以下とする。
	機械台	十分な強度の部材を組合せた上に、電動機・減速機・巻取ドラム等の駆動機器を精密に組立て、複数のボルト、又はアンカーボルトにで固定する。
	歯車 (ギヤ)	荷重、減速比により選定された材質、寸法のものを機械加 工し、回転を確実に伝達する構造とする。
	駆動用ローラチェーン	駆動に使用するローラチェーンは JISマーク表示品とし、 チェーンに横方向の力が加わらないよう適切に使用する。 チェーンの使用時の最大荷重は、 JIS破断荷重の 1/10以下 とする。
	フイヤローブ	JISマーク表示品またはこれと同等の製品とする。フイヤロープに加わる荷重は、定格積載の機構静止時においてJIS破断荷重の1/10以下とする。フイヤローブとバトンその他の機構機器等との接続は適切な取付金物等を用い端部は一本ごとに緊結する。
	幕開閉ロープ (引紐開閉用)	φ9綿ロープ(黒染金剛打)とする。
	幕開閉ランナー	レールに応じた形状とし、吊荷重に耐え、幕の開閉が円滑 に行える構造とする。
	リミットスイッチ	動力を用いた機構もしくは電気的な確認を必要とする機構において、使用条件に応じ、プランジャ型、ローラレバー型等のリミットスイッチを、カム、けり9全具、関作範囲の本体等で動作を認位置で、自動的に電気回路の開閉が行えるものとまたは確認位置で、自動的に電気回路の開閉が行えるものとでし、動作範囲を規定するリミットスイッチの外側に、ファイナルスイッチを設け、強制停止する制御回路を設ける。
	塗装	フレーム、マシンベース、架台等の塗装 工場において加工または組立を終了した部材は、社内検査 終了後、塗装を施す。塗装仕様は製作者の標準仕様による。 但し、現場溶接母部のするとする。 別毛塗りでは、刷毛目を揃え、塗り落し、たまり、あわ等 の欠点を生じないように一様に塗る。 吹き付け塗装では、吹きむらのないように塗装する。 駆動マシン、減速機、ブレーキ、軸受等の塗装 塗装及び色調は製作者の標準仕様による。

<u>吊物機構仕様</u>																				
No.	装置名称	寸法 (mm)	機構	駆動方式	固定質量 (kg)	許容積載量 (kg)	速度 (m/min)	ロープ径 (mm)	吊数	動力 (kW)	制御方式	レベル 設定	備考	マシン 一式	ワイヤローブ	リミット 一式	走行用部品	ランナー		テンション
1	緞帳	24,000	昇降	電動ワイヤトラクション式	150	1,500	15~60	8	10	3.7	INV	 一				_	-	一式	ロープ	ウェート
2	オペラカーテン	24,000	昇降	電動ワイヤトラクション式	900	450	30~60	6	20	2.2	INV	-		<u> </u>	_	-	-	-	_	-
			開閉	電動ワイヤ巻取り式	-	-	15~45	4	-	0.75	INV	-		_	_	_	_	0	_	-
3	紗幕	24,000	絞り 昇降	電動ワイヤ巻取り式 電動ワイヤトラクション式	20	180 400	30	6× y +	10	5.5	INV 直入始動	_			 -	_			_	-
4	暗転幕	24,000	昇降	電動ワイヤトラクション式	100	400	5~50	6	10		INV	-		 -	_	_	_	_	_	-
5	ポータルブリッジ	w21,000× h11,500	昇降	電動ワイヤトラクション式	6,600	2,000	6	12	14		直入始動	0	ボーダーライト1、サスペンションライト1 共吊り	_	_	_	_	_	_	_
6	ポータルタワー(上手) ポータルタワー(下手)	w4,000×h10,500 w4,000×h10,500	走行	電動チェーン式	-	_	3	_	-	0.75	直入始動直入始動	_	吊りフレーム 固定パネル付	0	_	0	0	_	_	_
7	ボータルタ ノー (下手) バトン1	22,200	走行 昇降	電動フイヤトラクション式	200	400	30	6	10	2.2	直入始動	0	吊りフレーム 固定パネル付 両端伸縮パイプ (900L) 付	-	-	_	<u> </u>	-	-	-
8	パトン2	22,200	昇降	電動ワイヤトラクション式	200	400	30	6	10	2.2	直入始動	0	両端伸縮パイプ (900L) 付	_	_	_	-	_	-	_
9	袖幕1	5,000×2	昇降	電動ワイヤトラクション式	180	400	30	6	10		直入始動	-		_	_	_	_	_	_	_
10	天井反射板1	w18,000× h8,222	開閉	手動引紐開閉式 電動ワイヤトラクション式	7,000	_	3	12	14	2.2	直入始動	_		<u> </u>		_	_	0	0	0
"	八元文列収1	W10,000×110,222	変角	電動ワイヤ巻取り式	800	_	1	6	7	0.75	直入始動	-		! -	-	_	-	_	_	_
11	バトン3	22,200	昇降	電動ワイヤトラクション式	200	400	30	6	10	2.2	直入始動	0	両端伸縮パイプ (900L) 付	_	_	_	_	_	_	-
12	一文字幕1	24,000	昇降	電動ワイヤトラクション式	200	400	30	6	10	2.2	直入始動	0		_			_		_	_
13	袖幕2	5,000× 2	昇降開閉	電動ワイヤトラクション式 手動引紐開閉式	180	400	30	6	10	2.2	直入始動	_		-	_	_	_	0	0	0
14	ボーダーライト2	19,000	昇降	電動ワイヤトラクション式	70	400	10	6	8	2.2	直入始動	0		<u> </u>	_	_	_	_	_	-
15	サスペンションライト2	19,000	昇降	電動ワイヤトラクション式	70	700	10	6	8	2.2	直入始動	0		_	_	_	_	_	_	_
16 17	バトン4 文字章?	22,200 24,000	昇降	電動ワイヤトラクション式	200	400	30 30	6	10	2.2	直入始動	0	両端伸縮パイプ (900L) 付		_	_	_	_	_	_
18	一文字幕2 袖幕3	5000×2	昇降	電動ワイヤトラクション式 電動ワイヤトラクション式	200	400	30	6	10	2.2	直入始動直入始動	-		_	_	_	_	_	_	-
L			開閉	手動引紐開閉式	-	-	-	-	-	-	-	-		_	-	-	-	0	0	0
19	バトン5	22,200	昇降	電動ワイヤトラクション式	200	400	30	6	10	2.2	直入始動	0	両端伸縮パイプ (900L) 付	_	_	_	_	_	_	_
20	引割幕1	24,000	昇降開閉	電動ワイヤトラクション式 手動引紐開閉式	290	380	30	6	10	2.2	直入始動	_		_	_	_	_	0	0	0
21	スクリーン枠	w16,500× h6,800	昇降	電動ワイヤトラクション式	950	200	10	6	7	2.2	直入始動	_			_	_	_	_	_	_
22	スクリーンカーテン兼カットマスク	w8,550×h6,700×2	開閉	手動引紐開閉式	-	_	-	-	-	_	-	-	スクリーン枠に併設		_	_	_	0	0	0
23	バトン6	22,200	昇降	電動ワイヤトラクション式	200	400	30	6	10	2.2	直入始動	0	両端伸縮パイプ (900L) 付	_						-
24	一文字幕3	24,000 5,000×2	昇降	電動ワイヤトラクション式 電動ワイヤトラクション式	200	400	30	6	10	2.2	直入始動	0		<u> </u>		_	_	_		 -
-	I W 1 P	5,000	開閉	手動引紐開閉式	-	-	-	_	-	-	-	-		 -	_	_	_	0	0	0
26	中ホリゾントライト	19,000	昇降	電動ワイヤトラクション式	70	800	10	6	8	2.2	直入始動	0	ボーダライト共吊り	<u> </u>	_	_	_	_	_	_
27	サスペンションライト3	19,000 22,200	昇降	電動ワイヤトラクション式	70	700	10	6	8	2.2	直入始動	0	工物体体 ペノブ (0001) ↔	<u> </u>		_			_	-
28	バトン7 正面反射板	w17,500×h10,800	昇降	電動ワイヤトラクション式 電動ワイヤトラクション式	9,100	400	30	12	10	2.2	直入始動直入始動	0	両端伸縮パイプ(900L)付	 -	_	_	_	_	_	-
30	天井反射板2	w13,580× h2,350	変角	電動ワイヤ巻取り式	1,200	-	1	6	5	0.75	直入始動	-	正面反射板に併設	_	_	_	_	_	_	_
31	中ホリゾント幕	24,000	昇降	電動ワイヤトラクション式	100	380	30	6	10	2.2	直入始動	_		_	_	_	_	_	_	_
32	引割幕2	24,000	昇降開閉	電動ワイヤトラクション式 手動引紐開閉式	290	380	30	6	10	2.2	直入始動	_		<u> </u>	_	_	_	0	0	0
33	バトン8	22,200	昇降	電動ワイヤトラクション式	200	400	30	6	10	2.2	直入始動	0	両端伸縮パイプ(900L)付	<u> </u>	-		-	_		-
34	バトン9	22,200	昇降	電動ワイヤトラクション式	200	400	30	6	10	2.2	直入始動	0	両端伸縮パイプ (900L) 付	_	_	_	_	_	_	_
35	一文字幕4	24,000	昇降	電動ワイヤトラクション式	200	400	30	6	10	2.2	直入始動	0		_	_	_	_	_	_	_
36	袖幕5	5,000× 2	昇降	電動ワイヤトラクション式 手動引紐開閉式	180	400	30	6	10	2.2	直入始動	_		<u> </u>	_	_	_	0	0	0
37	ボーダーライト3	19,000	昇降	電動ワイヤトラクション式	70	400	10	6	8	2.2	直入始動	0		l –	-	_	_		_	-
	サスペンションライト4	19,000	昇降	-	70	700	10	6	8	2.2	直入始動						_		_	
39	バトン10 バトン11	22,200 22,200	昇降	電動ワイヤトラクション式 電動ワイヤトラクション式	200	400	30 30	6	10		直入始動直入始動	0	両端伸縮パイプ (900L) 付 両端伸縮パイプ (900L) 付	- -	_	_	_	_	_	_
41		24,000	_	電動ワイヤトラクション式	200	400	30	6	10		直入始動	0	岡城市 中海自ハイン くうししし 円	<u> </u>	-					-
_	引割幕3	24,000	昇降	電動ワイヤトラクション式	290	380	30	6	10	2.2	直入始動	-		-	-	_	-	-	-	-
		2/ 202	_	手動引紐開閉式	-	1200	-	-	- 10	-	-	-		_	_	_	_	0	0	0
43	ホリゾントライト バトン12	24,000 22,200	昇降	電動ワイヤトラクション式 電動ワイヤトラクション式	90	1,200	10 30	6	10		直入始動直入始動	0	両端伸縮パイプ (900L) 付	-	_	_	_	_	_	_
45	大黒幕(前吊)	25,000		電動ワイヤトラクション式	200	400	10	6	10		直入始動	_	二ツ折格納式	<u> </u>	_	_	_	_	_	_
46	大黒幕 (後吊)			電動ドラム巻取り式	100	200	10	4メッキ	10		直入始動	-			-	-	-	-	-	-
47		w25,000×h14,000 w7,200×h10,000	_	電動ワイヤトラクション式 電動ワイヤ巻取り式	2,100	400	10	12	10		直入始動直入始動	_	鉄骨フレーム付 (下部保護パネル) 2:1ローピング	_	_	_	_	_		_
49	側面反射板1(下手)	w7,200×h10,000	_	電動ワイヤ巻取り式	2,700	_	3	12	2		直入始動	_	2:10-ピング	<u> </u>	=	_	_			
50	側面反射板2(上手)	w2,416×h7,664	旋回	手動式	700	-	-	_	_	_	_	-	正面反射板に併設	-	_	_	-	-	-	-
51	側面反射板2(下手)	w2,416×h7,664	旋回		700	-	-	-	-	-	-	-	正面反射板に併設		_	_	_	_	_	_
	昇降サイドブリッジ(上手) 昇降サイドブリッジ(下手)	w4,250xh5,000xd1,200 w4,250xh5,000xd1,200	_	電動ワイヤ巻取り式 電動ワイヤ巻取り式	500	400	6	8	4		直入始動直入始動	0		0	0	0	_	_	_	 -
		4,250xn5,000xd1,200	昇降	電動フィヤ巻取り式	500	400	10	6	3		直入始動	-		0	0	0	_	_	_	_
_	パノラマバトン1(下手)	4,250		電動ワイヤ巻取り式	50	400	10	6	3	1.5	直入始動	-		ō	ō	ō	_	_	_	_
56	パノラマバトン2 (上手)	7,900		電動ワイヤ巻取り式	80	400	10	6	3		直入始動	-		0	0	0	_	_	_	_
	パノラマバトン2 (下手) サイドブリッジ渡り橋1 (上手)	7,900		電動ワイヤ巻取り式 電動ワイヤ巻取り式	100	400 150	10	6	3		直入始動直入始動	_		0	0	0	_	_	_	-
	サイドブリッジ渡り橋1(上手)	1,000		電動ワイヤ巻取り式	100	150	6	6	2		直入始動	_			_	_	_	_	_	
_	サイドブリッジ渡り橋2(上手)	1,000	変角	電動ワイヤ巻取り式	100	150	6	6	2	0.4	直入始動	-		-	-	_	-	-	-	_
61		1,000	_	電動ワイヤ巻取り式	100	150	6	6	2		直入始動	-		_	_	_	_	_	_	_
62	ステージ後部引割幕	22,600		固定吊式 手動引紐開閉式	100	230	-	_	_	_	<u> </u>	_			-	_	_	_	_	 -
63	客席暗幕 (上手)	約280m ²		電動ワイヤ巻取り式	60	320	10	 4メッキ	14		直入始動	_		_	_	_	_	_	_	_
64	客席暗幕 (下手)	約280m²	絞り	電動ワイヤ巻取り式	60	320	10	4メッキ	14	2.2	直入始動	-			_	_	_	_	_	_
65	客席遮光幕(上手)	約280m ²		電動ワイヤ巻取り式	60	230	10	4 / 4 / 4	14		直入始動	-		_	_	_	_	_	_	_
66	客席遮光幕 (下手) 特別席カーテン	約280m ² w2,300×h3,600×2	絞り	電動ワイヤ巻取り式 電動ワイヤトラクション式	60 10	230	10	4メッキ -	14	0.04	直入始動直入始動	_	両開き 上,下手 各1台	_	_	_	_	_	_	_
68		w4,000×h150	固定		-	-	-	-	-	-	一 一	-	上下手各份	_	-	_	_	_	_	-
			-	•					•				•		•					,

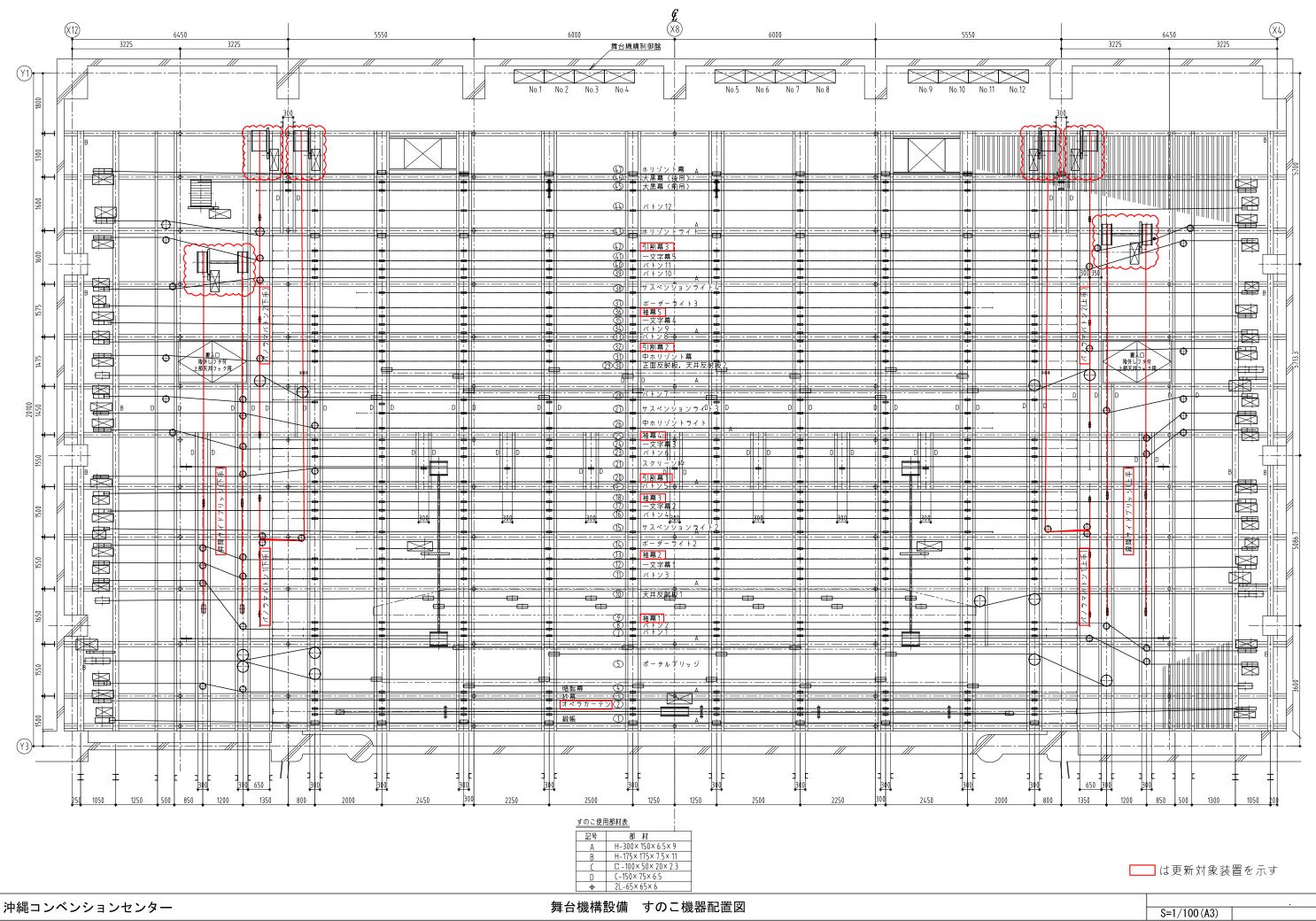
○印は更新を示す。

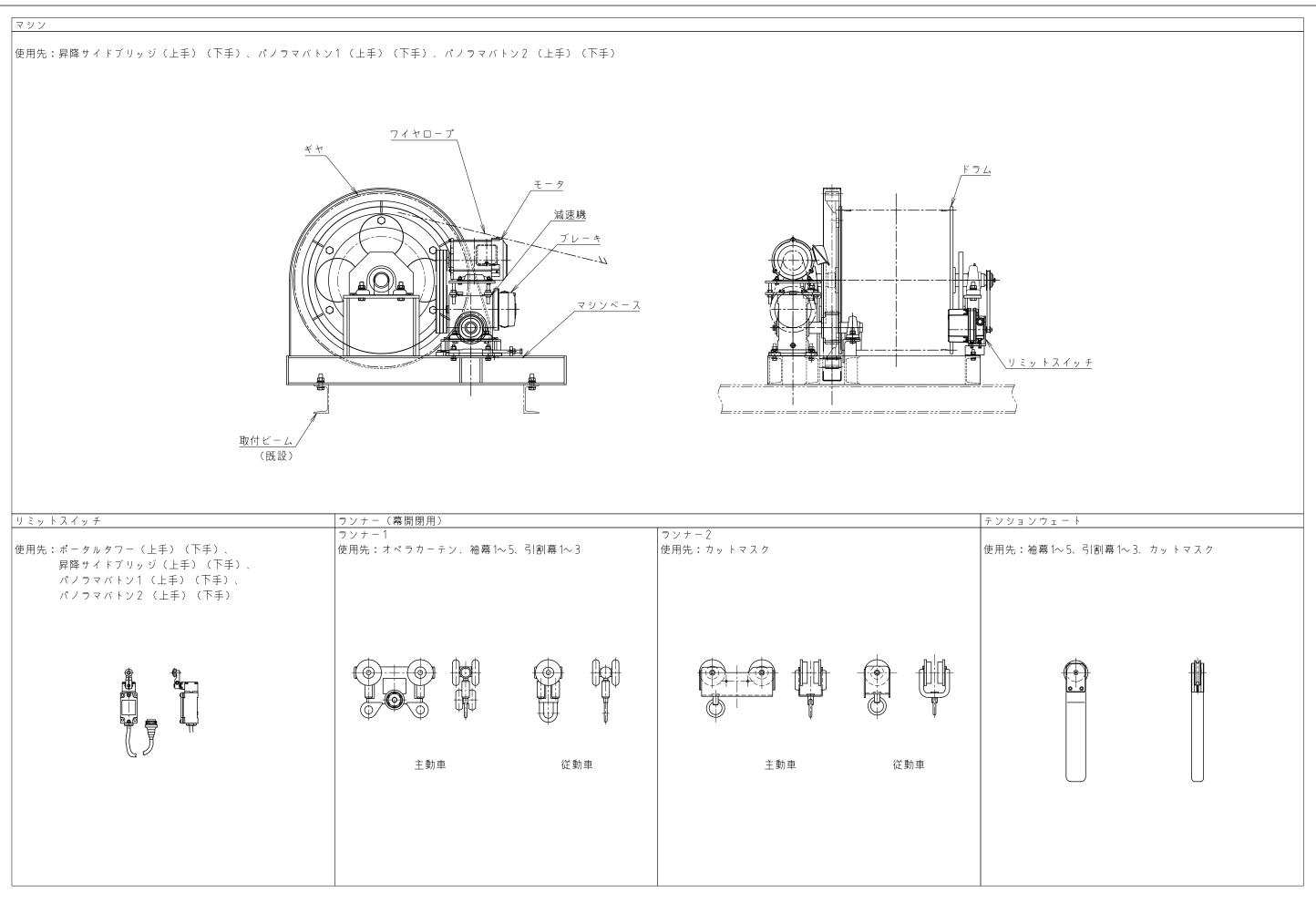


S=1/100 (A3)



■は更新対象装置を示す





※機器の大きさ。形状。配置は参考とする